
*
* 令和 4 年度 第 1 0 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和4年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年1月13日 午後 1時30分 招集
2. 令和5年1月13日 午後 1時30分 開会
3. 令和5年1月13日 午後 3時42分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	欠
7	吉 岡 孝	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	出
8	前 崎 輝 之	〃	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
9	西 村 匡 弘	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
1 0	小 物 博 子	〃	1 9	金 子 時 典	〃			

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 次 長 書 記	内 田 弘 樹 中 藤 宏 和 三 宅 秀 生	書 記	藤代 晋太郎		

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件 許 可
		第41号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件 許 可
		第42号 農地法第5条の規定による許可申請について 13件 許 可
		第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 5件 決 定
		第44号 高梁農業振興地域整備計画の変更について 適 当
		第45号 成羽農業振興地域整備計画の変更について 適 当
		第46号 川上農業振興地域整備計画の変更について 適 当
8		署 名 委 員
		15番 中 家 泰 雄
		16番 清 水 健 治
9		議 事 の 内 容
		令和4年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録
		令和5年1月13日（金） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 6 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 4 年度第 10 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。15 番中家委員と 16 番清水委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。
中藤次長 議 長	－ 議案訂正朗読説明 － 事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、議事に入ります。「議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。34 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 40 号 34 番朗読説明 － 34 番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 3 筆 4, 195㎡と、畑 5 筆 1, 213㎡、計 8 筆 5, 408㎡です。譲受人の通作距離は、210m 以内、耕作面積は 0㎡、営農計画書の提出をいただいております。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 3 万 7 千円です。なお、譲受人が取得する空き家の住所を起点にして、通作距離の計算を行っています。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1 月 5 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 吉家委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件につきまして、現地を確認したところ何ら問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。34 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、34 番については許可とすることに決定しました。 次に 35 番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 40 号 35 番朗読説明 － 35 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 1, 321㎡です。譲受人の通作距離は、50km 以内、耕作面積は 6,083㎡、家族 5 人中耕作人は 5 人、対価は 10 アール当り 80 万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1 月 5 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 金子委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地について、確認をいたしましたが無問題ありませんでした。今までもきれいに耕作されておりましたし、今後も譲受人が

議 長	きれいに耕作されることと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
中藤次長	挙手全員ですので、３５番については許可とすることに決定しました。 次に３６番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第４０号３６番朗読説明 － ３６番は、譲受人が、譲渡人から、交換により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆６７㎡です。譲受人の通作距離は、２０ｍ以内、耕作面積は１０，３１８㎡、家族３人中耕作人は３人、対価は無償です。この案件につきましては、この後ご審議をしていただく議案第４１号１３番及び議案第４２号３０番とも関連した案件でございまして、詳細についてはその際にご説明させていただきますが、譲受人の利便向上のために申請農地を取得し、交換対象地である別の土地を譲渡人の自宅進入路の一部として譲り渡すものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 江川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件については、譲受人が家を建てることに関連して色々なことがあった様子です。譲受人と譲渡人の土地を交換することで、より良い形での農地利用ができると思います。特に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長 小西委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 譲受人の年齢について、議案第３条では３９歳となっていて、議案第５条では３７歳となっておりますが、どちらが正しいのですか。
中藤次長	３７歳が正しいです。議案の１ページ議案第４０号３６番の譲受人の年齢を３９歳から３７歳へ修正いたします。申し訳ありませんでした。
小西委員	わかりました。
議 長	他にありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、３６番については許可とすることに決定しました。 次に３７番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第４０号３７番朗読説明 －
中藤次長	３７番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田５筆２，５９２㎡です。

議 長 小野委員 議 長 議 長 議 長	譲受人の通作距離は、1. 8 km以内、耕作面積は12, 663㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り38万6千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地については、たいへんきれいに耕作されており、何ら問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いいいたします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。37番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、37番については許可とすることに決定しました。 次に38番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長 議 長 田角委員 議 長 議 長 議 長	－ 議案第40号38番朗読説明 － 38番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田4筆5, 813㎡、畑7筆3, 948㎡、計11筆9, 761㎡です。譲受人の通作距離は、1 km以内、耕作面積は9, 489㎡、家族4人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人の生家は申請農地の近くにあり、譲受人も近所で知り合いであることから、両者の合意により今回の申請に至ったものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請農地について、まず畑についてですが、4筆ありまして、そのうち1筆は残念ながら畑としての活用は難しいのではないかと状況に近づいておりました。残りの3筆は樹園地として果樹が植えられてきれいに管理されております。また、田についてですが、稲作という形できれいに耕作・管理されております。実際には以前から譲受人が借りて長年耕作されてきたものです。この度、譲渡人が財産処分をされるということになり譲り渡すものです。したがって、今後についても管理していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。38番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、38番については許可とすることに決定しました。

中藤次長 議 長 江川委員 議 長 議 長 議 長	次に３９番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第４０号３９番朗読説明 － ３９番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田２筆１，０５７㎡、畑３筆５３４㎡、計５筆１，５９１㎡です。譲受人の通作距離は、３０ｋｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書の提出をいただいております。家族４人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人の生家が申請農地の付近にあり、譲受人も近所で知り合いであることから、両者の合意により今回の申請に至ったものです。なお、譲受人も実家が申請農地の付近にあり、両親が健在であることから共同で耕作していく計画であると聞いております。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地についてですが、一定の管理はされておりましたので、何ら問題ないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。３９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、３９番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第４１号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、１２番と関連がありますので、議案第４２号２８番についても合わせて議題とします。１２番及び２８番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第４１号１２番及び議案第４２号２８番一括朗読説明 －
中藤次長	この２件の案件をご説明する前にこれまでの状況及び経緯をご説明したいと思いますので、１２ページをご覧ください。転用地の場所は、関連する寺院の南西にある墓地です。１３ページをご覧ください。この墓地については、すでに令和元年度から令和２年度にかけて向かって上の段の３筆と、下の段の３筆、それから北東側の１筆について今回同様に設置者を転用者とした転用許可が出ており、今回新たに南東側の１筆の転用申請が出ております。なお、今回進入路として申請された３筆については以前から造成されておりますが、農地転用についての指導ができておらず、今回転用申請をお願いしたものです。この一連の墓地については、土地所有者が住職であり、このような申請も可能ということから当時墓地埋葬法の許可がなされております。他法令ということもごさいますが、このような墓地は本来、宗教法人の霊園として整備されるべきものであり、許可権者の環境課とも今後はそのようにするよう合意ができたところでございます。 １ページに戻っていただいて議案をご説明します。１２番は、転用者が、申請農地を進入路用地に転用する案件です。申請農地は、田３筆２１３㎡、この農地の農地区分は、２種農地となります。施設の概要としては、進入路２１３㎡となっています。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても該当がありません。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 山川委員	続いて、2ページをご覧ください。議案第42号28番は、転用者が、設定人から申請農地に使用貸借権を設定し、墓地を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆10㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地の賃借料は無償です。施設の概要としては、墓地10㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が該当しますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。1ページに返っていただいて、全体計画面積は311㎡であり、その内訳としては今回転用する1区画を含めた墓地8区画で98㎡、進入路213㎡となっております。なお、この案件については、1月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、12ページ及び13ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありました。事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件につきまして、以前も2回ほど転用許可申請があり、許可しているわけですが、今回はきちんと処理できております。墓地の前の参道については農地ではなくなっているのに農地のままで残ってしまっているところがあり、おかしい状態になっていた。今回の農地転用許可申請で正しい形でまとめて一括して転用ということになったので、何ら問題ないかと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。議案第41号12番及び議案第42号28番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤次長	挙手全員ですので、議案第41号12番及び議案第42号28番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	次の13番についても、議案第42号30番が関連します。合わせて議題とします。事務局から13番及び30番について説明をお願いします。 － 議案第41号13番及び議案第42号30番一括朗読説明 － 1ページをご覧ください。議案第41号13番は、転用者が、申請農地を進入路用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆430㎡の内72.99㎡、この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、進入路72.99㎡です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はあります。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、今回は該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 続いて、2ページをご覧ください。議案第42号30番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、進入路を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆67㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり、転用地の価格は無償です。施設の概要としては、進入路67㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 1ページに返っていただいて、進入路の全体計画面積は、4条で転用する72.99㎡と5条で取得して転用する67㎡と既存

議 長 江川委員	宅地 2 4 . 3 1 m²を合わせて 1 6 4 . 3 m²です。なお、この 2 つの案件につきましては既に完成しており、始末書の提出をいただいております。なお、この案件については、1 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、7 ページ及び 8 ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この案件につきましても、土地がややこしいことになっていたので、この手続きによりきれいに処理されたということになります。ご審議よろしく願いいたします。
議 長 西村委員 中藤次長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 8 ページの利用計画図は後から作られたものか、元々このような状況になっていたのか。どちらでしょうか。 現場については、元々このような状況になっていたものです。時期は平成の頭頃です。譲渡人と譲受人の間で土地を交換するという話が今回出たために状況が判明したものです。
西村委員	ということは、対象農地についての交換の話が出たために、このことが発覚したわけですね。そのことが始末書に書かれているということですか。
中藤次長 西村委員 中藤次長 土岐委員 西村委員 議 長	はい。始末書に記載されております。 ということは、ずっと昔にできていたということですね。 そういうことになります。 平成の頭頃の話です。 良く分かりました。 他にありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。議案第 4 1 号 1 3 番及び議案第 4 2 号 3 0 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、議案第 4 1 号 1 3 番及び議案第 4 2 号 3 0 番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第 4 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。2 9 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 4 2 号 2 9 番朗読説明 － 2 9 番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、進入路及び露天駐車場用地に転用するものです。申請農地は、畑 1 筆 1 7 0 m²です。この農地の農地区分は、第 3 種農地であり、転用地は 1 0 アール当り 3 , 0 2 5 万円です。施設の概要としては、進入路 1 4 2 m²、露天駐車場 2 8 m²です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1 月 6 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、1 4 ページから 1 5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件につきまして、現地を確認させていただきましたが、別段何も問題になるようなことはありませんでした。今までは、他

議 長	人の土地を借りて駐車場として使用しておりました。この度、自分の家の前の農地を駐車場と進入路にするものです。何ら問題ないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２９番については許可とすることに決定しました。 次に関連がありますので、３１番から３３番について一括して事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第４２号３１番、３２番及び３３番一括朗読説明 － ３１番から３３番についてご説明させていただきます。３１番については転用者が、設定人から、申請農地の地目及び面積は、田３筆８９９㎡について、３２番については転用者が、設定人から、申請農地の地目及び面積は、田１筆６５１㎡について、３３番については転用者が、設定人から、申請農地の地目及び面積は、田２筆３，１９８㎡について、工事用道路用地に一時転用するものです。この農地の農地区分は、農振農用地及び第２種農地であり、転用地の賃借料は１０アール当たり５万円です。施設の概要としては、工事用道路４，７４８㎡です。一時転用の期間は許可日から令和９年１２月３１日です。農振農用地の一時転用期間の上限である３年を超えておりますが、担当課である農林課に照会して農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないとの回答を得ております。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みににつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、１月４日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１６ページから１７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 江川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件については、高速道路の拡張工事に伴う工事です。転用者は今までも色々な所で工事をされた実績があり、今まで問題を起こしたことはありません。何ら問題ないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長 藤本委員 土岐委員 藤本委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 ３１番の転用者、３２番の転用者、３３番の転用者について年齢が少しだけ違うのではないかと。 議案については事務局が申請人から提出された申請書記載の年齢で作成しているはずである。 わかりました。
議 長	他にありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。３１番から３３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、３１番から３３番については許可とすることに決定しました。 次も、３４番から３９番が関連しますので、合わせて事務局から説明をお願いします。 － 議案第４２号３４番、３５番、３６番、３７番、３８番、及び３９番一括朗読説明 －

中藤次長	34番から39番について、説明させていただきます。34番については転用者が、設定人から、申請農地の地目及び面積は、田1筆580㎡について、35番については転用者が、設定人から、申請農地の地目及び面積は、田1筆1,322㎡について、36番については転用者が、設定人から、申請農地の地目及び面積は、田1筆531㎡について、37番については転用者が、設定人から、申請農地の地目及び面積は、田1筆1,186㎡について、38番については転用者が、設定人から、申請農地の地目及び面積は、田1筆431㎡について、39番については転用者が、設定人から、申請農地の地目及び面積は、田1筆198㎡について、工事用道路用地に一時転用するものです。この農地の農地区分は、農振農用地及び第2種農地であり、転用地の賃借料は10アール当り5万円です。施設の概要としては、工事用道路4,248㎡です。一時転用の期間は前の案件と同じく許可日から令和9年12月31日です。この案件につきましても農振農用地の一時転用期間の上限である3年を超えておりますが、担当課である農林課に照会して農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないとの回答を得ております。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、18ページから19ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 江川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件については、先ほどの案件とは場所が違う所になります。高速道路の高架工事なので期間が延びることがあるかもしれませんが問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長 小西委員 中藤次長 江川委員 議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 現地については耕作されているのですか。 現地については、現在も耕作されております。 わかりました。 他にありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。34番から39番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、34番から39番については許可とすることに決定しました。 次に、40番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第42号40番朗読説明 － 40番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆1,076㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり、転用地は10アール当り46万5千円です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、20ページから21ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長 小物委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地は南側には竹林、北側には宅地、東側は原野、西側には道路という状況であり、日照面については近隣の農地への影響はないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長 江川委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 本案件には直接関係はありませんが、太陽光発電設備の案件が増えてきており、気になっていることがある。太陽光パネルには耐用年数があると思うが、業者が撤退したり倒産したりと駄目になった時に、太陽光パネルの耐用年数が経過して駄目になって撤去するときにはどうなるのでしょうか。誰が撤去するのか。条件は付けているのでしょうか。
中藤次長 江川委員	土地ごと所有権移転されてしまっているので、撤去を強制するような指導はできない。強制力はない。 上物のパネルが駄目になった時、土地の所有者は誰に撤去を依頼すればよいのか。そうなった時のために、業者が行う積立金なんかはあるのでしょうか。
中藤次長	勘違いがあるようですが、太陽光発電施設を設置する場合には、土地の所有者は業者に移っている。取得した土地の所有者が太陽光パネルを設置しておりますし、管理する義務があるということです。
内田局長	この件についてですが、山林に関しても同様の話があります。後追いで法整備されているので、江川委員が心配されるのはわかるが、農業委員会ではなくて、行政機関の市として国・県と連携を取りながら産業廃棄物にならないように対応していくことになります。
江川委員 西村委員 中藤次長 土岐委員 西村委員	わかりました。 太陽光発電の電気の買い取り価格はどうなっているのでしょうか。今、何円ぐらいでしょうか。 具体的な価格については、把握しておりません。 私が知っている範囲で言えば、全部買い取りで12円、期限が切れたものについては7円となっているはずです。 大分、安くなっていますね。わかりました。
議 長	他にありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。40番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、40番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第43号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から4番まで説明をお願いします。
三宅書記	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和5年1月20日、2、利用権の設定を受ける者は6名、3、利用権の設定をする者は6名、4、利用権の設定をする件数は5件、5、利用権設定面積は9, 555㎡となっています。6で各筆明細です。
議 長	— 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 — 事務局から説明がありましたが、1番から4番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	なしとの声がありました。1番から4番について一括して採決をとります。1番から4番について、決定とすることに賛成の委

議 長	員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、1 番から 4 番について決定しました。 高梁市農業委員会会議規則第 1 8 条の規定により、吉家委員の除斥を求めます。 (吉家委員退席)
議 長 三宅書記 議 長 小西委員 土岐委員 小西委員 中曾委員 藤代書記	事務局、5 番について、説明をお願いします。 — 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 — それでは、5 番について発言をお願いします。 内容についてではないのですが、許可申請ではない利用権設定の議案の提案の時にも関係委員は退席しないといけないのですか。 農業委員会法の規則でそう決まっています。 わかりました。 市から貸すということですが、1 0 年間の期間全て無償なのでしょうか。 利用権設定の期間の 1 0 年間の内で、1 年目は無償の期間です。その後、賃借料が発生するような制度になっております。山光園の新規就農の要件となっております。
内田局長 中曾委員 議 長	只今、説明がありましたように、本案件は山光園の新規就農の案件です。 わかりました。 他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	なしとの声がありました。5 番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長 藤代書記	挙手全員ですので、5 番について決定しました。 続きまして、「議案第 4 4 号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。 — 議案第 4 4 号朗読説明 — 議案第 4 4 号 高梁農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案 2 2 ページをご覧ください。農用地区域の除外 2 件の申し出があります。
	1 番について説明します。変更事由ですが、平成 3 0 年 7 月豪雨災害以降、岡山県において防災・減災対策として高梁川等の河川内の土砂を取る浚渫工事を行っております。その際に発生する河川浚渫土の残土処分場として、高倉町田井地内の秋町地区に残土処分場を整備したいと考えております。浚渫土の搬入出を考慮した結果、当該地が適地であると判断いたしました。また、周囲の地権者の方々も今回の事業について賛同していただいております、全面的に協力をしていただく予定です。申出地は、河川、公衆用道路に囲まれており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に、開発計画の概要です。土地は田 8 8 筆 6 8, 0 0 6 m²、畑 1 筆 2 3 8 m²、計 8 9 筆 6 8, 2 4 4 m²です。土地の所有者は、高梁市です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、残土処理場で、事業計画の時期は、令和 5 年 4 月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第 1 3 条第 2 項 1 号から 5 号の要件を満たし、特段問題はあります。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。2 5 ページに位置図、2 6 ページに公図、

	27ページに土地利用計画図を掲載しています。以上です。 次に、2番について説明します。転用事業者は、申請地の隣地において自動車整備・販売業を営んでおり、駐車スペースが手狭となったため、対象農地を新たに駐車場スペースとし一体的に利用することを計画しています。周辺の土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、隣接した対象農地を選択したものです。申出地は、東側：田、西側：宅地、南側：公衆用道路、北側：田に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に、開発計画の概要です。土地は、田1筆786㎡です。転用事業者は、土地所有者とは別の方です。転用目的は、露天駐車場で、事業計画の時期は、令和5年7月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和4年12月26日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。29ページに位置図と公図、30ページに土地利用計画図を掲載しています。以上です。
議 長 小西委員	事務局から説明がありました。発言をお願いします。 ちなみに、1番については、中山間地域等直接支払制度に加入されているようですが、10割ですか8割ですか。中山間地域等直接支払制度の交付金について返還が発生するのではないかと思いますのですが。
藤代書記 内田局長 小西委員	交付金の返還についてですが、今回は公共事業に該当するので返還は発生しないということで県に確認しております。 公共事業の土地収用法に該当する案件であるため、返還は発生しないということです。
議 長	わかりました。 他に発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり） なしとの声がありました。議案第44号について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、議案第44号については適当であると答申することに決定しました。
	続きまして、「議案第45号 成羽農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。 － 議案第45号朗読説明 －
藤代書記	続きまして、議案第45号 成羽農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案24ページ上段をご覧ください。 農用地区域の除外2件の申し出があります。 1番について説明します。変更事由ですが、転用事業者は、申請地の隣地において製造業を営んでいるが、資材置場が不足しており、工場に隣接した申請地を新たに露天資材置場とし、一体的に利用することを計画しています。周辺の土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、隣接した対象農地を選択したものです。申出地は、東側：宅地、西側：畑、南側：畑、北側：宅地に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に、開発計画の概要です。土地は、畑1筆699㎡です。転用事業者は、土地所有者とは別の方です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和4年12月26日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。31ページに位置図と公図、32ページに土地利用計画図を掲載しています。 次に、2番について説明します。変更事由ですが、申請地の西側には住友電工の倉庫がありますが、大型トラックの出入りや転

	回が非常に困難な状態となっています。また、同施設の社員の駐車場も不足しているため、新たに造成し、住友電工に貸し付けることで隣地と一体的に利用することを計画しています。周辺の土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、隣接した対象農地を選択したものです。申出地は、東側：雑種地、西側：宅地、南側：公衆用道路、北側：用悪水路に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に、開発計画の概要です。土地は、田2筆322㎡、畑2筆581㎡、計4筆903㎡です。転用事業者は、土地の所有者と同じです。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和4年12月26日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。33ページに位置図と公図、34ページに土地利用計画図を掲載しています。以上です。
議 長	事務局から説明がありましたが、発言をお願いします。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり） なしとの声がありました。議案第45号について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、議案第45号については適当であると答申することに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第46号 川上農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。 － 議案第46号朗読説明 － 続きまして、議案第46号 川上農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案24ページ下段をご覧ください。農用地区域の除外1件の申し出があります。 1番について説明します。申請者が墓参りに行くためには当該農地を徒歩で行くしかないため、参道の整備を計画していました。参拝するためには、道路に面している申請地を通るしかない状態でありました。参道を整備した後に農業振興地域農用地であると判明し、変更申出書の提出があったため、現地を確認のうえ追認するものです。申出地は、畑に囲まれており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に、開発計画の概要です。土地は、畑1筆223㎡の内6.6㎡です。転用事業者は、土地の所有者と同じです。転用目的は、墓地進入路で、事業計画の時期は、令和4年3月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和4年12月26日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。35ページに位置図と公図、36ページに土地利用計画図を掲載しています。以上です。
議 長 中曾委員	事務局から説明がありましたが、発言をお願いします。 2点ほど質問させてください。36ページの写真を見ても、これが農振農用地に指定されているとは思えないようなところですが、本当に農振農用地に指定されているのですか。また、24ページの開発計画概要の欄に事業計画の時期が令和4年3月頃となっており、もう過ぎてしまっているが、これは正しいのでしょうか。状況を教えて欲しい。
藤代書記	対象農地については農振農用地に指定されております。また、事業計画の時期は令和4年3月頃で合っています。担当されている司法書士に確認したところ、令和4年3月頃にもう既に完成しております。
中曾委員	農業振興地域からの除外の手続きについて、許可前の着工になっているが、始末書等は要らないのですか。

藤代書記 中曾委員 議 長 議 長 議 長		始末書の提出を依頼しております。 わかりました。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり） なしとの声がありました。議案第４６号について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、議案第４６号については適当であると答申することに決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第１０回総会を閉会します。 令和５年１月１３日 会 長 土 岐 康 夫 １５番 中 家 泰 雄 １６番 清 水 健 治
---	--	--